

# 太陽光発電システムに係るパワーコンディショナ更新費用助成事業実施要綱

(制定) 令和5年1月11日付4環気家第183号

## 第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、家庭における太陽光発電システムに係るパワーコンディショナの更新費用の一部を助成することで、太陽光発電システムを継続して使用することを目的として行う「太陽光発電システムに係るパワーコンディショナ更新費用助成事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

## 第2 本事業の概要

都は、東京都内（以下「都内」という。）の住宅に太陽光発電システムを既に設置している者に対し、当該システムを継続して利用するために更新するパワーコンディショナの機器費及び工事費の一部を助成する。

## 第3 用語

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナ、その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。
- 2 パワーコンディショナ 太陽電池が発電した直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する設備をいう。
- 3 管理組合 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人をいう。
- 4 住戸 戸建住宅及び集合住宅における、各住居一戸のことをいう。

## 第4 本事業の具体的な内容

### 1 助成対象者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、都内の住宅に設置されている太陽光発電システムの所有者又は所有している管理組合であって、2に規定する助成対象機器を更新する者のうち、別に定める要件を満たすものとする。ただし、国及び地方公共団体を除く。

### 2 助成対象機器

助成金の交付対象となる機器（以下「助成対象機器」という。）は、次に定める全ての要件を満たすパワーコンディショナとする。

- 一 未使用品であること。
- 二 都内の住宅に既に設置されている、次の（１）及び（２）の要件を満たす太陽光発電システムを構成するものであって、当該システムを継続して利用するために更新されるものであること。

（１）当該太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）が定めるJETPVm認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（I E C）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。

（２）当該太陽光発電システムにより供給される電気が、当該太陽光発電システムを設置する住宅の居住の用に供する部分で使用されるものであること。

### 3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象機器の更新に係る機器費及び工事費（消費税及び地方消費税は除く。）とする。

### 4 助成金額

本事業の助成金の交付額は、助成対象経費の2分の1とする。ただし、1台当たりの上限額は100,000円とする。

## 第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、1による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1による出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

## 第6 本事業の実施期間

- 1 第4による助成金の交付申請の募集は、令和4年度から令和6年度まで行う。
- 2 第4による助成金の交付は、令和4年度から令和7年度まで行う。

## 第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和5年1月11日付4環気家第183号）

この要綱は、令和5年1月31日から施行する。